

令和5年第1回京丹波町議会定例会（第4号）

令和5年3月22日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 同意第 1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について
- 第 3 同意第 2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について
- 第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 議案第 1号 京丹波町個人情報保護法施行条例の制定について
- 第 7 議案第 2号 京丹波町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 8 議案第 3号 京丹波町図書館条例の制定について
- 第 9 議案第 4号 京丹波町すこやか子育て支援金条例の制定について
- 第10 議案第 5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 6号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 7号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第 8号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第 9号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第10号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第11号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第12号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第13号 第2次京丹波町総合計画後期基本計画の策定について
- 第19 議案第14号 令和5年度京丹波町一般会計予算
- 第20 議案第15号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算

- 第 2 1 議案第 1 6 号 令和 5 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 2 議案第 1 7 号 令和 5 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 3 議案第 1 8 号 令和 5 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 2 4 議案第 1 9 号 令和 5 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 0 号 令和 5 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 1 号 令和 5 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 2 7 議案第 2 2 号 令和 5 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 3 号 令和 5 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 4 号 令和 5 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 5 号 令和 5 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 3 1 議案第 2 6 号 令和 5 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 3 2 議案第 2 7 号 令和 5 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 3 3 議案第 2 8 号 令和 5 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 3 4 議案第 2 9 号 令和 5 年度京丹波町水道事業会計予算
- 第 3 5 議案第 3 0 号 令和 4 年度京丹波町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 3 6 議案第 3 1 号 令和 4 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 7 議案第 3 2 号 令和 4 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 8 議案第 3 3 号 令和 4 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 9 議案第 3 4 号 令和 4 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 0 議案第 3 5 号 令和 4 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 1 議案第 3 6 号 令和 4 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 2 議案第 3 7 号 令和 4 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 3 議案第 3 8 号 令和 4 年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 4 議案第 3 9 号 令和 4 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 5 議案第 4 0 号 令和 4 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 6 議案第 4 1 号 令和 4 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 7 議案第 4 2 号 令和 4 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 8 議案第 4 3 号 令和 4 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 9 議案第 4 4 号 令和 4 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 0 発委第 1 号 京丹波町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 第 5 1 発委第 2 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める

## 意見書

第52 発委第 3号 子育て支援の拡充を求める意見書

第53 閉会中の継続調査について

### 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

### 3 出席議員（12名）

- 1番 山崎裕二君
- 2番 伊藤康二君
- 3番 居谷知範君
- 4番 谷口勝巳君
- 5番 東まさ子君
- 7番 島中清司君
- 8番 山崎眞宏君
- 9番 西山芳明君
- 10番 隅山卓夫君
- 11番 松村英樹君
- 12番 森田幸子君
- 13番 梅原好範君

### 4 欠席議員（1名）

- 6番 山田均君

### 5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（25名）

- 町長 島中源一君
- 副町長 山森英二君
- 総務部長 松山征義君
- 健康福祉部長 中尾達也君
- 産業建設部長 山内和浩君
- 企画情報課長 堀友輔君

総務課長	田中晋雄君
財政課長	山内明宏君
管財課長	堀内浩二君
税務課長	小山潤君
住民課長	久木寿一君
福祉支援課長	岡本明美君
健康推進課長	永海貴子君
医療政策課長	豊嶋浩史君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	山内敏史君
上下水道課長	保田利和君
会計管理者	十倉隆英君
瑞穂支所長	中野竜二君
和知支所長	藤井雅文君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	村田弘之君

6 欠席執行部（1名）

子育て支援課長	木南哲也君
---------	-------

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	山口知哉
書記	山本美子

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれても、マスク着用としております。

また、感染防止対応のため、議場内の換気の実施、また、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

また、傍聴席におきましては、一定の間隔を取り配置しておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

木南子育て支援課長から本日の会議を欠席したい旨、届出があり、受理しましたので報告いたします。

本会期中に、各常任委員会並びに特別委員会が開催され、提出議案等の審査が行われました。

3月17日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議され、同日に全員協議会が開催されました。

3月20日に議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより発行に向けた会議が行われました。

京丹波町情報センターに対し、本日の本会議の収録データの編集、ケーブルテレビによる自主放送番組での放映を依頼しましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 《日程第2、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 財産区管理委員については、財産区管理条例に基づいていろいろと活動いただいているというふうに思いますし、予算・決算でも審議させていただいているところもあります。

改めまして、財産区管理委員の役割、そして、活動内容についての答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今回の須知財産区並びに高原財産区につきましては、これまでの財産区の成り立ち等から、この委員につきましては、特に財産でありますとか須知地区・高原地区におけますそういった管理を主に担っていただいているというような状況でございます。並びに、財産をどういった活用をしていくのかとか、どういった形で維持していくのかとか、そういったことも含めまして協議いただいて方向性を決めていただいていると、そういった役割をしていただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第1号を採決します。

この表決は起立により行います。

お諮りします。

同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

《日程第3 同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第3 同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第2号を採決します。

この表決は起立により行います。

お諮りします。

同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

《日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 先ほどと同じような内容になるんですが、人権擁護委員に関しましては、人権擁護委員法に基づいて活動いただいているという形になるかと思います。諮問いただくに当たって、予算・決算でもいろいろとやりとりさせていただいておりますが、同じく、人権擁護委員の役割、活動内容についての答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 人権擁護委員の職務でございますが、人権擁護委員法第11条に規定されておまして、全般的に国民の人権擁護に関する活動を行う、要約すればそういった職務になります。

具体的に申し上げますと、京都府とか京都地方法務局と連携して人権相談、それから、町が社協に委託しております困りごと相談の場においての人権相談を受けたり、それから、町の人権啓発事業に参画していただいたりというような活動を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案の推薦者を適任とし答申いたします。

《日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(梅原好範君) 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任とし答申いたします。

《日程第6、議案第1号 京丹波町個人情報保護法施行条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第6、議案第1号 京丹波町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番(山崎裕二君) 本条例は、令和5年4月1日からの施行を目指しております。当たりまして、京丹波町個人情報保護条例を廃止するというふうにあります。個人情報保護条例



と今回提案のある個人情報保護法施行条例の具体的な違いというか、そういったところのポイントをお示しいただけたらと思います。答弁をお願いします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 従前の個人情報保護条例でございますが、これにつきましては法に基づくとというよりも、それぞれの市町の判断で独自制定をしてきた経過がございます。今回の法の改正によりまして、そういったところの統一化が図られるということでございます。

したがって、今回の法の施行条例につきましては、従前の個人情報保護条例の中身を踏襲している部分もありますが、次の議案第2号に制定させていただくような審査会条例でありますとか、そういったところは違いが出てくるかなということでございます。

そういった意味で申し上げますと、法のかさを着せるということが今回の目的でございます。そういったところが今回の条例改正の主な要点かなというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 私もお聞きいたします。

今、違いについて答弁がありました。中身的には国の法律では、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするとされており、これは中身的には大きな違いがあるのではないかと思います。どうですか。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 中身的にといいですか、今、議員がお尋ねの内容につきましては、法のほうで規定がされるということでございますし、今回のデジタル社会の関係、法律の整備につきまして、いわゆる本町で申しますとマイナンバーを使ったコンビニ交付でありますとかそういったところの利用もこの中に整備をされて、法の中の規制を受けるというふうな状況になりますので、そういった違いがあるかなということは認識しております。

なお、今おっしゃったようなところで申し上げますと、先ほどの山崎議員のご質問と重なるかもしれませんけども、今回の個人情報保護条例の廃止等につきましては、経過措置等を設けて切れ目のない対応をしていくということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 京丹波町の条例の第8条で、個人情報収集するときは本人から収集しなければならないということが書いてありますが、国の個人情報保護法ではどうなっているのか。

また、私、一般質問させてもらったときには、本町は取扱いをしないということでありましたけど、行政機関等匿名加工情報の取扱いについて、中身についてお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 情報収集の関係でございます。法の規定につきましては、目的外利用でありますとか外部提供も含めまして、そういった可能な事由が限定されているということございまして、今回の個人情報保護条例を申し上げました。先ほど申し上げました従前の条例に書いております本人収集等につきましては、法のほうで規定がされたということでございます。

それから、行政機関等匿名加工情報のことだと思いますが、それにつきましては、地方公共団体の場合は任意ということになっておりますので、本町につきましては、今のところそういうことは提供する予定はないということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、京丹波町個人情報保護法施行条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

今回提案されている個人情報保護法施行条例について、住民にとって個人情報が守られる保障がないと考えるものです。

本町では、個人情報保護条例の改正ではなく、施行条例の制定となっています。これは、国のデジタル改革関連法案の1つとして個人情報保護法が改正され、個人情報の保護制度が全国的に共通ルールとして運用されることとなったために本町の条例を廃止し、国の定めたルールに一元化し、これまで地方自治体の条例に規定されていた事項についても、国の行政機関に関する条文がそのまま適用されるものであります。

これまで条例が個人の権利利益の保護を目的にしていたのに対し、今回の国の改正は、条例案にデータの円滑な流通という目的が付け加わっていることから分かるように、行政の持つ個人情報を民間営利企業に開放しようというものであります。個人情報を保護から活用へと考え方を大きく変えようとするものにほかなりません。自治体の持つ個人情報は、公権力を行使して取得されたり、申請、届出に伴い義務として提出されたりするものがほとんどであります。ですから、自治体は、民間よりも厳格に個人情報の保護に努めてきました。その個人情報を営利企業の儲けのために提供するというのは許せません。

反対する第一の理由は、個人情報保護法を軽視してプライバシーを侵害するおそれがあるからであります。

反対する第二の理由は、地方自治が侵害されるということです。これまで個人情報保護制度は、国よりも自治体が先行して積極的な役割を果たしてきました。国よりも自治体のほうが大量に住民の個人情報を保有しており、とおりにわけて要配慮個人情報を国よりもはるかに多く保有しており、ここの事務を行ってきたため個人情報保護に係る様々な問題を国よりも早く認識し、その対策としてそれぞれの自治体で個人情報保護条例を作ってきました。自治体が条例で積み上げてきた仕組みを国が廃止するよう迫ることは、地方自治を踏みにじる行為であります。このことは、そもそも憲法が定める地方自治体の本旨に反し地方自治体の条例制定権を不当に制限するもので、地方自治体の個人情報保護全般の後退は明らかであります。今回は盛り込まれませんでしたけれども、行政機関等匿名加工情報の仕組みの導入も危惧されるところであり、認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

議案第1号 京丹波町個人情報保護法施行条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第2号 京丹波町個人情報保護審査会条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、議案第2号 京丹波町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、議案第2号 京丹波町個人情報保護審査会条例の制定について、反対の討論を行います。

この条例についても、同じく、個人情報の保護に関する法律の改正に伴うもので、国や自治体が持つ膨大なデータ利活用を成長戦略として位置づけて、外部提供した企業の利益につながることをデジタル改革の名で進めようとしていることと一体の条例になっております。個人情報に関する地方自治体の役割を制限することになり、認めることはできません。

以上、反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

議案第2号 京丹波町個人情報保護審査会条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第3号 京丹波町図書館条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第8、議案第3号 京丹波町図書館条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、図書館条例を提案いただいたということですが、提案理由としましては、本町における図書館事業のさらなるサービスの充実と利用促進を図るため条例を制定するというふうにあります。条例を見させていただく中で、その部分とのリンクがしているのかなといったところがありますので、今までの提案理由説明、補足理由説明、そして、委員会での審議の中でやりとりされてきたことではあると思いますが、改めて、図書館条例ができることによって、本町の教育行政の中でどういうふうに機能が拡充するのかといったところについての答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 村田社会教育課長。

○社会教育課長（村田弘之君） それでは、ただいまの山崎議員の質疑に対してですが、まず、図書館条例を制定することによりまして、複写サービスが可能になるということで、これまでは公民館の図書室ということだったので、これが図書館化により複写サービスの提供が可能になるというのがまず一点。

あと、国立国会図書館の蔵書のほうを借受けすることができる。こちらにつきましては、京丹波町の図書館が借りるということで一般への貸出しはできずに、そこでの閲覧のみということになるんですけども、その際に複写サービスを活用いただいて、資料の収集をしていただけるというようなことになるかと思えます。

あと、教育行政というところもあるんですけども、今、図書館サービスとしまして、どちらかというと乳幼児期のお子様たちの読み聞かせでありますとか、子育て支援センターとの連携とか、そういうことも順番にしていってはおるんですけども、今後は、これらの拡充されたサービスも使いながら、小学校なり中学校との連携のほうも図っていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 1点お伺いいたします。

1枚めくったところの第6条です。

この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定めると

ありますが、この別に定められる時期はいつ頃となるのか、その点お伺いたします。

○議長（梅原好範君） 村田社会教育課長。

○社会教育課長（村田弘之君） 管理、運営の規則につきましては、教育委員会のほうで定めるということになっておりますし、同時に4月1日からの施行を予定しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

議案第3号 京丹波町図書館条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第4号 京丹波町すこやか子育て支援金条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第4号 京丹波町すこやか子育て支援金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 支援金の支給のことにに関してなんですが、委員会を傍聴しておりますと、大体、入学式の日から50日、60日を期間として受け付けて、その後ぐらいに支援金の支給をするといったことがありました。

今回、令和5年4月1日からの施行ですので、来年度に関してはそういった時期になるの

も致し方ないのかなという気はするんですが、世の流れとしては、就学援助も入学前に支給があったり、学童保育に関しても事前に来年度に向けた申込みをしていただくといったようなところがあります。そういったところと時期をなるべく同じにするためにも第3条に基づいて、入学式の日において京丹波町に住所を有する者といった第1号、第2号といったところがありますが、入学することが分かっていることが把握できる時点で処理できるようにしていただいて、来年度以降の話になりますが、支給をなるべく前倒ししていただくことがすこやか子育て支援金のよりよい運用になるのではないかと思います。そのことについての答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 中尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（中尾達也君） 今回、提案をさせていただきますすこやか子育て支援金条例でございますけども、議員おっしゃいますように、第3条で支給対象者をうたっております。ここでは入学式の日において京丹波町に住所を有する者、それから、その年の卒業式の日において京丹波町に住所を有する者ということで、一定の期日を入学式、卒業式ということで設定いたしております。そのタイミングで住所を有される方が申請をされまして、その申請に基づきまして、おおむね60日以内ということで支給をさせていただきたいということで条例化をいたしております。議員おっしゃいますように速やかな支給という点、それから、今後におきまして、準備段階といいますか支度という部分での給付というのも必要であるというふうにも考えておりますが、今回のところは、まず条例を制定させていただき、このところを重点に置いておりますので、以降におきまして、また内容等を検討はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山崎眞宏君。

○8番（山崎眞宏君） ただいま審議中の議案第4号 京丹波町すこやか子育て支援金条例の制定について、賛成の討論を行います。

このすこやか子育て支援金につきましては、私も初めての一般質問、令和3年12月第4回及び令和4年12月第4回の2回にわたり一般質問で提案させていただきました。そのことが理解され実行していただくことになり、ありがたく感謝申し上げます。

本条例は、長期にわたって京丹波町の次代を担う児童または生徒の健やかな成長を切れ目なく支援するため、すこやか子育て支援金を支給することにより、入学時などハレの節目を祝福する新規事業であり、安心して子育てのできるまちづくりを推進することを目的としています。

本町の子育て支援につきましては、町ホームページ内の京丹波町子育て応援サイト、子育て支援ハンドブックからも分かるように、これまでからもいろいろと取組のあったところですが、本事業によって子育て環境京都府内トップクラスを目指すとする町の理念もより鮮明になると考えます。

なお、子育て支援ハンドブックについては、場面場面に応じて活用いただける支援を一覧にしたフローチャートも付し、令和5年度内に全面的なリニューアルを行う予定と聞いております。

事業の概要は、定住対策、子育て支援の一環として各段階の入学時の負担軽減を図るため、小学校入学時に5万円、中学校入学時に5万円、また、中学校卒業時に5万円をそれぞれ支給することとしています。中学校卒業時の支援金は、北海道森町など少数の小規模市町村での実施が確認できましたが、全国的にも先進的なケースと評価しています。

今後においても、町民の皆様にとってよりよい条例運用、予算執行となるよう一層の検証を続けていくことを表明し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

議案第4号 京丹波町すこやか子育て支援金条例の制定について、原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例



の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 委員会でもやりとりさせていただいた点ではあるのですが、職員のラスパイレス指数も決して京丹波町は高い状態にないという中で、合併以降、毎年この時期に100分の10を減額するという条例を提案いただいて可決しているような状況にあります。今回を節目に、加算率の見直しといった点もあるかと思いますが、再来年度に向けて職員の給与の上げといったところも踏まえて、いろいろと検討いただきたいなというふうに思っておりますが、そのことについての答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 委員会でもご答弁させていただいたと思いますが、令和5年度の当初予算でも上程をさせていただいておりますように、人事評価制度も来年度取組をさせていただきたいというふうに考えております。そういったところの反映も含めまして、今回のご提案いただいている内容につきましても、併せて検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

議案第5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第6号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第6号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第7号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第12、議案第7号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これでは討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第8号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第13、議案第8号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番(山崎裕二君) 今回の改正によって学童保育の負担金がかかり負担が軽くなるというような状況にあるかと思えます。議案を可決したら、速やかに学童保育を利用いただいている保護者の方にはもちろん、町民の皆さんに周知いただくようにしていただきたいと思えます。答弁を求めます。

○議長(梅原好範君) 宇野学校教育課長。

○学校教育課長(宇野浩史君) 入部予定者なり入部希望者の方につきましては、入部のしおりでお知らせをするとともに、町ホームページでもお知らせをしております。

以上でございます。

○議長(梅原好範君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての質疑を終ります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畠中君。

○7番(畠中清司君) 現在審議中の議案第8号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例は、町立小学校に在学する児童で、保護者の就労などにより放課後に保育を必要とする児童に対し、適切な場を設け集団生活の中で健全な育成を図ることを目的としています。

町内3つののびのび児童クラブは、保護者の方々が安心して働ける子育て環境や教育環境の実現にとって欠かすことのできない存在であり、本改正は町が理念として掲げる教育と子育ての町のさらなる充実に必要不可欠なものと評価します。

改正の概要は、算定の基準を大幅に見直し、階層を6つから4つにするとともに、保護者の負担金、いわゆる学童保育利用料についての軽減も図っています。また、同一世帯に属する児童が2人以上入部している場合の負担金についても、2人目は半額、3人目以降は無料とし、多子世帯の保護者負担も大幅に軽減する内容です。

具体的に比較一例を挙げますと、所得税の額が5万円未満の世帯では、8月を除く月において同一世帯の利用者が1人の場合5,000円、2人の場合8,000円、3人の場合1万1,000円だった学童保育利用料が、改正後は、1人の場合2,000円、2人以上の場合は3,000円となります。

なお、本改正に続き、今後においては、支援員の方々の処遇改善と歩調を合わせ、早期に開設時間の延長を実施していくことについても期待をしています。

以上、町民の皆さんにとってよりよいのびのび児童クラブとなるように、今後においても不断の検証を続けていくことを表明し、議案第8号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定についての賛成討論といたします。

○議長(梅原好範君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終ります。

これより議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第9号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第14、議案第9号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第10号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第15、議案第10号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時49分

○議長(梅原好範君) 会議を再開いたします。

《日程第16、議案第11号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第16、議案第11号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第12号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第17、議案第12号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

伊藤君。

○2番(伊藤康二君) ただいま審議中の議案第12号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について、賛成討論を行います。

昨年1月18日の消防庁による通知「地域防災力の中核となる消防団の充実強化について」において、消防団の充実強化に向け、今後、特に重点的に取り組んでいただきたい事項として年額報酬等の処遇改善が掲げられ、同通知で求めた団員の年額報酬条例単価を標準額へ引き上げた際の課題を克服できるよう、令和4年度より基準財政需要額の算定において、標準額支払団員数を用いた補正係数に関する規定、密度補正Ⅲを昨年7月26日公布・施行し、

普通交付税に関わる地方財政措置を大幅に拡充しました。

その概要として、団員階級にある者1人当たり年額報酬標準額3万6,500円に被服費などを含めた5万8,000円について、標準額、支払団員数などを用いた算式により算定した率を反映した内容になっています。

こうした条例改正の内容を確認しますと、消防団員の年額報酬に関わって特別職報酬等審議会の答申に基づき、団員につきましては1万7,000円から3万6,500円へ、班長につきましては2万5,000円から3万7,000円へ、副分団長・専任指導員につきましては4万5,000円から4万5,500円へと処遇改善を行うものです。本改正により全ての団員階級において年額報酬は標準額以上となります。

なお、消防団員等への出動報酬の制度化に当たっては、答申において1日当たりの報酬額を支払うことを制度化すべきとの意見を出されており、併せて、対象となる出動の範囲と出動した消防団員の活動記録の管理等を適切に運用する体制を構築するため、消防団と十分に調整をする必要があるとの意見を踏まえ、調整が整ったしかるべき時期に条例改正を提案したいとの説明がありました。また、この点に関しては、特別交付税3月分の支給に合わせて追加のあった特別交付税に関する省令における出動報酬に関する措置の吟味も必要と推しはかっています。

以上、町民の皆さんにとってよりよい条例運用、予算執行となるよう、今後においても不断の検証を続けていくことを表明し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

議案第12号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第13号 第2次京丹波町総合計画後期基本計画の策定について》

○議長（梅原好範君） 日程第18、議案第13号 第2次京丹波町総合計画後期基本計画の策定についてを議題とします。



これより質疑を行います。

質疑ありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） 京丹波町の主軸となる大事な総合計画であります。これは町民の皆さんに周知していく方策としてはどのようなことがあるのか、その点お聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 策定の後には、町ホームページ等でお知らせをしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 町ホームページも一番大事なことでありますが、町民全員にこうした大事な総合計画を伝えていくということは、皆さん町ホームページが見れるわけでもありませんので、何かそのほかのことで概要版とか作っていただいて、町民に知らせる方法など考えていただけないものかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 概要版の作成はもちろん行ってまいりますし、来年度検討中ですが、理事者と相談しまして、町政懇談会等でもお知らせを実施できたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 概要版を作っていただくということでありますが、それは全戸配布していただくのかどうか、その点だけお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 現時点ではまだはっきり決めておりませんが、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

東君。

○5番（東まさ子君） 33ページの幼児・学校教育のところの2の目標指標で、学校に行くのが楽しみな児童・生徒の割合ということで、令和3年度の数値78.2%ということで、目標値として最終年度の令和8年度には85%というふうになっております。この数値の判

断ですけど、これは高いという判断となるのか。どういう状況と見たらいいのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、53ページの障がい者福祉であります。障がい者福祉サービスの充実、また、障がいのある人への自立支援ということで書いていただいているわけでもありますけれども、今課題となっておりますグループホームの整備なども大事なと思うんですけども、こういう計画には入らないのかお聞きしておきたいと思います。

それから、裏の54ページでありますけれども、その中に障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合理的配慮の提供や障がいを理由とした差別の解消に向け取組を推進するとあります。下に主な取組は書いてはありますけれども、合理的配慮ということについて説明をいただきたいと思います。

それから、72ページに水道事業の健全経営ということで書いてあります。水道事業の業務委託範囲の拡大や内容見直しにより、さらに効率的な経営を目指すとあります。上下水道課の職員というのは、今でも大変少ない人数で事業をこなしていただいているということで、かなりの業務を委託されていると思っておりますけれども、さらに効率的な経営を目指すということで、どういうことを見直していくのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

学校に行くのが楽しみな児童・生徒の割合について、本町の目指しております学校教育のありようから言えば、全ての児童・生徒がやはり学校へ行くことが楽しいと、こういうことを目指すのが本町の学校教育の目指すべきところと考えておりますが、まず、この78.2%という数字であります。一定数の生徒が楽しい、ただ、そうでないという生徒がいる。このことについては、今後の学校教育をさらに充実させる上での1つの大きな点かなと考えております。ただ、令和3年度はちょうどコロナ禍でありまして、学校教育が様々な大きな制約を受けた中での調査でもありますので、そうしたことも一因かなというふうに思っております。ちょうど今卒業シーズンであります。中学校3年生、まさにコロナ禍とともに過ごした中学生であります。過日ありました卒業式の様子を見てますと、その中でも非常に元気に力強く卒業していく姿を見て、今後そうした経験を生かして学校教育の充実を図っていきたいと感じております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 2点目にお尋ねのございました53ページの障がい者福祉に

ついてでございます。

1点目、障害者のグループホームの整備に関しての要望が今出されておまして、担当課としましても取組をさせていただいているところでございます。そういったことにつきましては、具体的には障害者福祉計画というのを別に持っておりますので、そちらのほうでも記載しておりますけれども、この中で申し上げますと53ページの下のほうから3つ目のところに、利用者ニーズに応じた居住の場の確保ということで主な取組として挙げておりますので、ここに含ませていただいているということになります。

それから、54ページの合理的配慮の提供等に関してでございます。本町におきましては、職員に関して申し上げますと障害を理由とする差別の解消の推進に関する京丹波町職員対応要領というものを策定させていただいております。例えば、精神の疾患をお持ちの方が窓口に来られまして、大勢の中で対応等をするということに負担を感じられる場合ですと個室へご案内させていただいたり、コーナーを区切って対応させていただくということも1つであろうかと思っておりますし、また、耳が少し聞きづらいという方でありましたら、筆談等に対応させていただきますとかそういった配慮ということになるかと思っております。いずれにしても、全てご要望にお応えするというのはなかなか難しい点もございますけれども、可能な範囲で配慮させていただくというような対応を今もさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 保田上下水道課長。

○上下水道課長（保田利和君） 72ページの水道事業の健全経営というところで、水道事業の業務委託範囲の拡大や内容見直しにより、さらに効率的な経営を目指しますというふうに記載しております。議員おっしゃいますとおり、漏水事故の対応とかで人員不足の中行っておりますが、現在の経営の中では一部業務委託をしている業務もある中、さらに老朽化した管路の施設の更新とか、漏水対応とか、いわゆるコアの業務について職員が専念できるように、一部民間のノウハウを生かしたような業務委託ができないかというのを検討してまいりたいと考えております。その上で、経営基盤の強化も引き続き図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

議案第13号 第2次京丹波町総合計画後期基本計画の策定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第14号 令和5年度京丹波町一般会計予算～日程第34、議案第29号 令和5年度京丹波町水道事業会計予算》

○議長(梅原好範君) 日程第19、議案第14号 令和5年度京丹波町一般会計予算から、日程第34、議案第29号 令和5年度京丹波町水道事業会計予算を一括議題とします。

16件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

東委員長。

○予算特別委員会委員長(東まさ子君) それでは、去る3月10日及び14日に開催しました予算特別委員会の審査結果について報告いたします。

なお、この委員会につきましては、皆さん委員としてお世話になりましたので、審査の経過、内容につきましては、ご承知いただいておりますので、省略させていただきます。審査結果のみの報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議案第14号 令和5年度京丹波町一般会計予算、原案可決。

議案第15号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

- 議案第16号 令和5年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。
- 議案第17号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第18号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第19号 令和5年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。
- 議案第20号 令和5年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第21号 令和5年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第22号 令和5年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第23号 令和5年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第24号 令和5年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第25号 令和5年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第26号 令和5年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第27号 令和5年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第28号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。
- 議案第29号 令和5年度京丹波町水道事業会計予算、原案可決。

なお、お手元にも議長あて送付いたしました委員会審査報告書を配付いただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

議案第14号 令和5年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、議案第14号 令和5年度京丹波町一般会計予算について、反対の討論を行います。

第一に、今、政治が行うことは、物価高騰から暮らしを守ることです。国が対策を打たないなら、住民に身近な自治体が住民の生活を守るために国保税や介護保険料の引下げを行うべきです。

また、飼料や肥料、資材高騰で困っている中小業者や農業・酪農家への直接支援は、令和5年度の予算では足りないのではないのでしょうか。

そして、2つ目に指摘したい問題は、丹波地域開発株式会社の支援として、土地の借地料

の減額をしたことであります。丹波地域開発株式会社は、第三セクターといえども民間の株式会社であります。出資比率が50%以下であることから、議会には報告義務がないとして総会の資料すら配付されてきませんでした。経営の状況や借金の返済状況をただしても、会社として経営上の機密情報であり公開できないと経営実態を明らかにすることを拒否してきました。平成26年9月議会に唐突に6億700万円の経営支援が提案されました。経営は黒字という説明は、借金を計画どおりに返済しないで出した数字で、実際は赤字経営になっておりました。しかも、6億700万円の経営支援をすれば、今後の展望が大きく開けるような見通しも説明されてきましたが、何の根拠もない予想で見通しは全くない点も指摘してきました。第三セクターといえども、民間会社の経営の尻拭いに税金を投入することは為政者としてやってはいけないことであります。

総務省が平成21年6月23日付で発表いたしました第三セクター等の抜本的改革等に関する指針では、第三セクター等の経営は、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものであり、経営者の職務権限や責任を明確にしておくべきであるとしております。

あわせて、経営者は、その任務懈怠により将来的に経営が困難な状況に陥り、事業の整理または再生を行う場合にあっては、民事上の責任追及や刑事上の責任追及が問われることもあることを十分認識しておくべきであるとしています。

また、単なる赤字補填を目的とした公的支援は行うべきではないと指摘しております。

丹波地域開発株式会社の経営責任をはっきりさせるべきであります。

借地料の減額は、物価高騰による収入の減少と説明をお聞きしました。丹波地域開発株式会社の経営内容について出資比率が50%以下であり、議会に報告義務がないとされてきましたが、6億700万円の公金投入に際して今後は報告するとしながら、議会は住民訴訟が終結したとして提出を求めないことを私たち議員団の反対を押し切って決めましたが、議会に求められる監視とチェックする役割を放棄するものであります。

また、担当局は、当然、丹波地域開発株式会社の事業報告を議会に報告する義務と責任があることを指摘するものであります。

令和5年度当初予算で十分な説明をしないまま丹波地域開発株式会社への500万円余りの借地料の減免は、町民は納得できないことを強く指摘するものであります。

令和5年度の予算では、すこやか子育て支援金やこども園での使用済みおむつの処分、また、学童保育の保護者負担の軽減、西日本ジェイアールバス株式会社が運行する園福線の撤退表明を受け、バスを継続するための支援、フードバンク事業など評価する点はあるものの、町民の生活の根幹に関わる多くの点において問題課題を残す予算として、賛成することはで

きません。

以上、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

居谷君。

○3番（居谷知範君） ただいま上程となっております議案第14号 令和5年度京丹波町一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

令和4年度の畠中町政におけるいわゆるスタートアップ予算を経まして、令和5年度の当初予算におきましては、町長が掲げられている3つの柱である健やかで幸せな食の町、教育と子育ての町、人のふれあいを感じる町について、それぞれの施策について具現化を実行した、見える化を行った予算であると最大限の評価をいたすところであります。

まず、健やかで幸せな食の町におきましては、本町における大きな可能性を秘めた特産である京丹波栗に焦点を当て、様々な施策の下、生産者の確保と育成、生産技術の向上を図り、生産量の拡大を目指すものであり、現在行っている京丹波栗リファインプロジェクトの一環であるガバメントクラウドファンディングにおきましては、昨日時点で目標金額600万円に対しまして2,239万1,000円のご寄附を頂き、その達成率は373%にも及んでいること。この事実は全国の方々に応援をいただき、その再生に大きなご期待をいただいている揺るぎないあかしであります。

さらに、本町の農産物の販売拠点であり、阪神北摂地域からの玄関口でもある道の駅「瑞穂の里・さらびき」の改修につきましても、京丹波町ブランドの向上に資する重要な事業であると思います。また、これ以外にも農業振興のため、また健康増進のための様々な施策を盛り込んだバランスに優れた予算配分であると評価いたします。

次に、2つ目の柱である教育と子育ての町につきましては、町独自の施策として切れ目のない継続的な子育てためのすこやか子育て支援金事業の創設や、子どもだけではなく生涯にわたる学習支援のための図書館化や図書費の倍増、学びを育む京丹波町メソッドに基づいた探求的な深い学びを行うための新たな指導教員の配置や専任教員の拡充、放課後児童クラブの拡充や施設整備計画の推進、さらには、たんばこども園付近の京都府下では初となるキッズゾーンの設定など、町の宝である今ここにいる子どもたちのために、町は子育てのゆりかごであるとの町長の思いあふれる、子育て世代の私にとりましても胸を張れるような施策ではないかなと思います。

最後に、3つ目の柱である人のふれあいを感じる町におきましても、交通弱者を守るための新たなモビリティ事業や和知駅前活性化事業、地域のにぎわいや絆を深めるための各種施

策への予算配分、さらには、京丹波町ファンを増やし、関係人口を増加させるためのプロモーション戦略推進事業の戦略的拡充やふるさと納税の推進施策など、あらゆる年代を巻き込んだ未来への積極投資とも言える、京丹波町のこれからは楽しみでわくわくする予算となっております。

大変厳しい財政状況ではあることに変わりはありませんが、町債の発行を抑えつつも、元気・希望・笑顔のあふれる幸せのまちづくり実現に向けた積極的な令和5年度予算であることを高く評価いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま上程となっております畠中町長ご就任後、2回目の予算編成となります令和5年度一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行いたいと思いません。

畠中町長は、就任当初から「みんなで元気・希望・笑顔のあふれる京丹波町に」を基本理念として、1つ目には健やかで幸せな食の町、2つ目には教育と子育ての町、3つ目には人のふれあいを感じる町の三本柱を公約に掲げ町政を進めておられますが、令和5年度の一般会計予算にキャッチフレーズをつけるとするなら、元気・希望・笑顔のあふれる京丹波町実現予算と申せます。町長は、就任当初からこの基本理念や三本柱につきまして、事あるごとに主張をしてこられましたけども、住民の皆さん方からは町長の言っていることはよく分かるんだけども、実際、住民生活の中でどう具体化されているのか見えにくい。もっと申すなら、町長一人が幾ら立派なことを言っても、全職員がそれらを理解して実際の行政推進にどれだけ活かされているのか見えにくいといった声も聞かれたことも事実であります。もちろん町長自身もそうした声があることもしっかりと理解され受け止めた上で、令和5年度予算はより見える化を意識した予算編成がされたと言えます。公約の三本柱に基づく新規事業や、これまでの施策を充実した重点予算が盛り込まれ、よりメリ張りのついた予算となっております。

その一例を申し上げますと、1つ目の健やかで幸せな食のまちづくりでは、先ほども居谷議員の賛成討論にもありましたとおり、数ある京丹波町特産物の中でも栗に焦点を当て、一層の付加価値を高めることで、京丹波栗としてブランド化を推進する予算がかなり拡充をされております。2つ目の教育と子育てのまちづくりでは、人口減少が進む中で子育て環境の一層の充実を目指して、すこやか子育て支援金事業を新たに創設し、小・中学校の入学時や中学校の卒業時におけるお祝金を支給する予算が盛り込まれております。また、町内図書室



を図書館化して、図書館サービスを充実させ、生涯教育環境の充実に向けた予算が新規に計上されております。3つ目の人のふれあいを感じるまちづくりにつきましては、観光振興や移住促進を目的として、本町のよさや特徴のある住民サービスにつきまして広く全国に戦略的に発信する事業の拡充や、これまでの既成概念にとらわれない自由な発想での戦略計画立案のための組織の立ち上げも進めておられます。また、JRバス園福線の撤退表明を受け、運行の空白期間をなくするための運行支援金や、新しい交通体系構築のための実証実験に対する調査事業も盛り込まれております。

このように、まさしく元気・希望・笑顔のあふれる京丹波町の実現に向けて、理事者、職員一丸となった事業推進を期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山崎真宏君。

○8番（山崎真宏君） ただいま上程となっております議案第14号 令和5年度京丹波町一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

令和5年度の予算規模110億4,400万円、前年度比プラス3億5,000万円で3.3%の増となっております。畠中町政が2年目となり、本年度が実質的には本格的な町政運営が執行されるものと思います。その中でも、町政運営の本質であり要となる令和5年度一般会計予算については、畠中町長が描く将来まちづくり構想に邁進して取り組める予算であることを高く評価いたします。初年度は、幸せのまちづくりのスタートアップ予算と位置づけられており、本年度はより強固な土台づくりを進めようとしております。その重点施策においては、1つ目に健やかで幸せな食の町として、人生100年時代と言われる中で、健康のまちづくり（ウェルネスタウン構想）の健康増進事業、ポイント事業費をそれぞれ拡充し、また、フードバレー推進事業や京丹波栗リファイン事業を新規に立ち上げ、組み込み、そして、私たちの町の私たちの病院である京丹波町病院と各診療所の充実を拡充されていること。2点目の教育と子育ての町では、子育て環境の充実として新たにすこやか子育て支援金事業を創設し、成長の節目である小・中学校の入学時や中学校の卒業時に祝金を支給する仕組みや学童保育事業の拡充、そして、たんばこども園周辺に京都府で初めて取組されるキッズゾーンの整備、通学路等交通安全対策事業、また、新規に京丹波町どこでも図書館管理運営事業などのほか4事業の予算拡充も実施されるなど、子育て環境の一層の充実に取り組む姿勢が示されていること。次に、3点目の人のふれあいを感じる町では、昨年につき、本町の特色や魅力を広くPRを行うプロモーション戦略推進事業と道の駅「瑞穂の里・さらびき」の拠点整備に係るグリーンランドみずほ管理運営事業、及び町住民とともに和知駅を中

心とした周辺地域の活性化を含む協働のまちづくり事業の拡充や本町における新たな交通体系の構築を目的に新モビリティ事業、移住定住相談窓口運営事業ほか新規3事業も含め積極的な予算編成が行われております。大変厳しい財政状況にある中で、これからの新たなまちづくりの積極的な予算であることを高く評価いたします。

歳入の一部についても一言申し述べさせていただきます。このことは今は小さなことのように見えますが、来年度以降に大火とならないためにも申し述べておきます。

丹波マーケスの丹波地域開発株式会社から、毎年、土地貸付料を納めていただいております。コロナ感染で経営が大変苦しかった昨年度までは、丹波地域開発株式会社の経営努力で土地貸付料を契約どおり納めていただいていたにもかかわらず、コロナウイルス感染も落ち着きを見せている本年度、令和5年度にコロナウイルス感染などを理由として、いきなり町が土地貸付料を減額することをよしとしている点について、土地貸付料については基本的に令和16年度までの間は契約がなされているにもかかわらず、令和5年度は、コロナウイルス感染などを理由として町が減額したことに対しては私の理解不足もあると思いますが、納得できない部分があることの意味を示しておきます。コロナウイルス感染や物価高騰は、丹波マーケス、丹波地域開発株式会社の一企業だけでなく、他の多くの民間企業、また、多くの町民の方々にも同じく負担となっております。

また、議会議員に当選させていただいて初めての一般質問で申し上げましたように、私は、町長が、与党、野党と区別されるのであれば、野党に分類されるかもしれませんが、これからの町政運営について与党でもあり野党でもある場合もあります。

いずれにいたしましても、町民の皆様のためになる施策にしっかりと支援するスタンスであるとはっきり申し上げておりますことから、土地貸付料の件に関しては、当然、令和5年度以降の丹波地域開発株式会社の収支計画と資料に基づいて検討されたと考えますので、今後において詳しく説明される機会を求めておきます。木を見て森を見ずにならないよう注意してまいります。

以上で、議案第14号 令和5年度京丹波町一般会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） ただいま審議中の議案第14号 令和5年度京丹波町一般会計予算について、賛成討論を行います。

既に複数の議員各位から既存事業及び新規事業、拡充事業、その他事業について賛意の表

明があり、その点については類似の意見であるため、ここでは割愛します。

本討論では、伊藤議員の気づきを発端に、山崎眞宏議員のみ放置せず主体的に調査を続けた結果、懸念の示しがあった丹波マーケスを運営する丹波地域開発株式会社への土地貸付料の減額について改めて言及していきます。

まず、令和4年度1,685万9,000円だった土地貸付料が、令和5年度には1,185万6,000円と500万3,000円の減となった点についての予算委員会における答弁の要旨を抽出していきます。

管財課長による答弁要旨としては、丹波地域開発株式会社は令和4年度で計721万4,000円の土地貸付料、京都タクシー株式会社は令和4年度で24万円の土地貸付料について、合計で553万4,200円を減額していますとありました。係る答弁から導き出されることとしましては、仮に京都タクシー株式会社への土地貸付料が全額免除だったとしても、丹波地域開発株式会社への土地貸付料は529万4,200円の減額となり、減額率が75%前後になるという点です。

また、商工観光課長による答弁要旨としては、丹波地域開発株式会社への土地貸付料について、丹波マーケス用地と駐車場用地の減額を見込んでいます。長引くコロナ禍、物価高騰などの影響による収入激減の状況にある中で、テナント賃料が事業者にとって経費のかなりの比重を占めている状況にあります。ともすれば、退店を余儀なくされる可能性が高い店舗もあると聞いており、丹波地域開発株式会社としてはテナントを守る意味を込め、テナント賃料の減額を予定されることになりました。それに伴い、かなりの収益減が見込まれ、小規模事業者を守るという観点から、町に対しても1月下旬、代表取締役から土地貸付料の減額要請があり、減額の判断をしました。なお、期間については、その時々々の社会経済情勢等を勘案しながら、契約書第7条の協議に移っていくこととしており、固定ではありませんとありました。

あくまでも丹波地域開発株式会社と丹波マーケス内のテナントの関係は民間と民間、いわば民民ですが、テナント賃料の減額を予定していることと、町への土地貸付料を減額することに因果関係があるという点に着目して一言申し述べておきます。

それは、丹波マーケス内の全てのテナントの賃料を例えば5%、15%一律で減額することを主因とする売上げ減少によって、丹波地域開発株式会社から町への土地貸付料を減額するのか。それとも、ごく限られた一部のテナントの賃料を例えば95%、85%減額することを主因とする売上げ減少によって、丹波地域開発株式会社から町への土地貸付料を減額するのかでは、町内事業者をはじめ町民の皆さんに与える印象や波紋、影響は全く異なるとい

う点です。この点に関しては、皆さんが納得できる形での議決となるように、町としての説明責任はしっかりと果たしてもらいますよう強くくぎを刺しておきます。

あわせて、令和4年度までの土地貸付料の額と令和5年度に減額した土地貸付料の額は、どちらももろもろの情勢からかけ離れた適正な水準ではないのではないのかといった疑義も提示しておきます。様々な状況や条件を網羅的に評価鑑定し、見極めた上で早期に適正な契約で合意に至ることが肝要と提言しておきます。

最後に、副町長による答弁要旨としては、土地貸付料の減額に係る説明不足という指摘については、真摯に受け止めて、今後、細心の注意を払っていきますとありました。地方自治の本旨をかみしめ、二元代表制の一翼である議会に対してしっかりと説明責任を貫徹してもらいたいと要請しておきます。

さらに、丹波地域開発株式会社への土地貸付に関しては、本日の審議をもって完了ではなく、目下もこれからも渦の中、渦中であることを強く胸に刻んでももらいたいと投げかけておきます。

議会議員には、公共政策の決定者、執行機関の監視者、政策などの提案者、意見の集約者としての役割があります。今後も、町民の皆さんの立場で公明正大な行政運営・予算執行となるよう、将来にわたって一層の検証を続け、町民の皆さんに課していただいた役割をしっかりと果たしていくことを表明し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

議案第14号から議案第29号の表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号 令和5年度京丹波町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することと賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は11時ちょうどとします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第15号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、議案第15号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の討論を行います。

令和5年度の国保税は据置きとなりましたが、他の医療保険に比べて負担が重い国民健康保険であります。基金を活用して保険税の引下げを行うべきであります。国保加入者の所得は200万円以下が91.4%、100万円以下では73.3%、所得なしが41%であります。これは令和4年度に頂いた資料の数値でありますけれども、加入者の低所得化がいつも浮き彫りになっております。高い保険税に苦しむ町民に心を寄せた事業への転換を求め、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○12番（森田幸子君） ただいま上程の議案第15号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

本事業では17億9,350万円が当初予算に計上され、私たち町民が必要な医療を均等に受けることができる国民皆保険制度を支える基盤となり、地域医療のセーフネットとして役割を果たすべきものとなっております。令和5年度は、団塊の世代が75歳に達することにより、被保険者の大幅減少が見込まれる中で、財源不足による被保険者の税負担を考慮して税率は据え置き、財政調整基金からの繰入金を計上されたことを評価するものであります。これからも厳しい事業運営が続いていく中で、引き続き、国保財政安定のための財政支援強化を京都府や国に対して強く求めていただきたいと思います。ただ、このような厳しい状況下の中で、今日まで町民の命と健康を守るため、特定健康診査事業の実施など疾病予防や健康づくりに積極的に取り組んでおり、町民の健康維持増進と医療費の抑制に大きな役割、効果を上げていると確信しております。

今後とも医療費の適正化をはじめ、国保税収納率の向上による負担と給付のバランスを保ち、将来にわたり安定した国保事業運営が図られることを期待して賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和5年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） 議案第16号 令和5年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の討論を行います。

国民生活に大きな影響を与えている物価高騰と年金支給の削減などで高齢者の生活は厳しい状況になっています。さらに、昨年10月から全国の75歳以上の約1,815万人のうち約370万人は2割負担になりました。年金の引下げ、物価高騰で、保険料や、また一部負担金の高騰が被保険者を苦しめています。

こうした状況にもかかわらず、昨年12月15日、厚労省の社会保障審議会では、2024年度の保険料改定について、1人当たり年間平均4,100円増となることが報道されております。後期高齢者医療制度は、75歳以上の人口が増すと医療費が増え、それが保険料に跳ね返る仕組みとなっております。今、必要なのは後期高齢者医療保険制度の改悪ではなく、高齢者の暮らし、命、健康を守るために窓口負担の2割の中止や保険料引下げを行うことであることを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○11番（松村英樹君） ただいま上程されています議案第16号 令和5年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

この予算は、歳入歳出それぞれ2億8,726万2,000円が計上されております。本会計は、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料を徴収し、広域連合に納付する収支となっております。団塊世代が75歳以上になり高齢者が急増する時代に入りました。本町では人間ドックの助成も継続され、限られた財源の中で高齢者の疾病予防や重症化予防

に対応する予算となっており、保健予防の対応がしっかりとなされております。

今後におきましても、医療費の適正化と健康寿命の延伸を図っていくことを期待して、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号 令和5年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） 議案第17号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、反対の討論を行います。

介護保険制度は3年に一度改正されます。政府は、2000年の制度開始からこれまで利用者の負担を増やし、給付を減らす改悪を重ねています。サービスを利用する際の利用料は原則1割ですが、2割負担、3割負担を導入してきました。

令和5年度では令和6年度の介護保険制度の改正に当たり、利用料2割負担の対象拡大、一定所得のある65歳以上の人の保険料引上げ、多床室の有料化を進めるつもりであります。高齢者の生活は年金が切り下げられ、75歳以上の医療費窓口負担が2倍になりました。さらに、介護保険制度が改悪をされたら、高齢者の生活に影響が出ます。政府は、給付は高齢者中心、負担は現役世代とあたかも高齢者世代が優遇されているように吹聴し、現役世代と高齢者の対立をあおっています。高齢者への給付削減は、その子どもらの負担を増やし、全ての世代の負担増につながります。利用者の負担増やサービス削減の計画は撤回し、処遇改善や事業者への支援を行い、介護する人も受ける人も大切にされる制度となるよう国に求めて行くべきであります。

さらに、毎年黒字を続けている介護保険特別会計については、次期保険料の引下げをされ

るよう求めて反対の討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

谷口君。

○4番（谷口勝巳君） ただいま上程されております議案第17号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、賛成の討論を行います。

まずは、今日までこの事業が的確に運用されてきたことを高く評価いたします。

歳入では、介護保険料が3億7,300万円となっております。保険料は、所得により11段階に区分されるなど配慮されており、その額は最低額2万2,100円から最高額14万6,800円となっております。令和5年度の徴収対象者は5,751人であります。

歳出は、保険給付費が20億3,200万円となっており、事業内容では介護保険サービス事業者によるきめ細やかな居宅サービスをはじめ、地域密着型サービスや施設サービスが実施されております。また、介護予防事業としては、多岐にわたる事業が行われており、利用者のよりどころとなっております。介護事業利用者はもちろん、家族にとっても介護保険制度が日常生活の大きな支えとなっており、長寿社会にあってかけがえのない制度として確立しております。

本町におきましては、65歳以上の高齢者人口は減少傾向にあるものの、高齢化比率は上昇傾向にあり、支え手となる若年層の減少などにより、今後、介護保険制度の安定的な運営がより重要となってまいります。町民みんなが助け合いこの事業が継続的に運営されますことを願い、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和5年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号 令和5年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和5年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号 令和5年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和5年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号 令和5年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和5年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号 令和5年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和5年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号 令和5年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和5年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号 令和5年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和5年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号 令和5年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和5年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号 令和5年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和5年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号 令和5年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和5年度京丹波町水道事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番(東まさ子君) それでは、議案第29号 令和5年度京丹波町水道事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

水道事業は、地方公営企業法に基づく企業会計ですが、経営の基本は常に企業の経営性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定めています。本町は、高齢化率が40%を超えております。高齢化でひとり暮らしや高齢者世帯が増加しております。基本水量に5トンを設けるべきであります。京丹波町の水道料金は、京都府下で2番目に高い料金となっております。飲料水は生活になくてはならないものであります。ですから、民間ではなく、自治体が責任を持って給水事業を行っております。

しかし、今、進められようとしている水道事業の広域連携や共同化は、民営化に道を開く

重要な問題です。水道事業は、水需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足など多くの課題がありますが、広域化や民営化では水道事業の問題解決になりません。広域化や民営化で地方自治体の役割を果たすことができないことも指摘をして、反対討論いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○10番（隅山卓夫君） ただいま上程をされております議案第29号 令和5年度京丹波町水道事業会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

今冬の降雪による停電被害で配水施設停止に伴う復旧には、厳寒の中、不眠不休の作業を余儀なくされました職員の皆様並びに事業者の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げます。一時も早く生活水の供給をしたいとの使命と責任の表れには、近隣住民の皆様から大きな感謝と称賛の声が挙がっております。

また、日々、突発的に発生をしております漏水対応、復旧までの給水活動に昼夜、平日休日を問わず、鋭意対応をいただいておりますことにつきましても敬意と感謝を申し上げます。

管路延長が長く、それに伴う施設数も多い、さらに老朽化による改修箇所が計画的に実施されてはいるものの、湧水水量の上振れ確保や漏水リスクの軽減解消に向けた道のりは容易ではありません。

給水収益による収益的収支が大変厳しい財政状況の中、来年度の当初予算におきましては、計画的な管路更新事業や漏水箇所の早期発見に結びつける中央監視システム更新工事など、安心安全な水道水供給継続を目指す予算であることを評価いたしまして、本予算に対する賛成討論いたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号 令和5年度京丹波町水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第35、議案第30号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）》

○議長（梅原好範君） 日程第35、議案第30号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） 1点だけお伺いいたします。

予算書の44ページであります。京丹波町スーパープレミアム商品券事業についてであります。2回にわたって3割のプレミアムの事業が行われました。今回で2回目ですが、利用者と店舗、企業ですけど、双方の課題となる点などこれまで挙がってましたら、その点お伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） スーパープレミアム商品券事業でございますけども、令和4年8月17日から令和4年12月31日までの期間で実施を行いました。3億9,000万円の額面で実施をいたしまして、最終的な総換金額につきましては3億8,886万9,000円、換金率で行きますと97.71%となったところでございます。

それから、今議員からご指摘がございました事業者につきましては、182の町内事業者が加盟いただきまして実施いただいたところでございます。

今もございました課題等につきましてですけれども、やはりどうしても町内需要がどこにあるのかというところは様々でございまして、第1位の利用業態といたしますのは飲食料店とか小売業が第1位でございましたし、また、建築工事が第2位であった。そのほかもろもろございますけれども、やはりその辺のばらつきはどうしても出てしまうということがございましたし、これはもう町内の消費者のニーズによってこういうことが発生するということは致し方ない部分もあるんですけれども、できるだけ押しなべて均等に事業者効果が発揮できるようなものを今後は検討していく必要があるのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 今お答えいただきました、企業側にとってはいろいろ評価というか結果が表れてくるんですが、利用者の評価というか課題については、その点、私も町民の皆

様からいろいろとこの商品券についてはご意見を伺っておりますが、担当課としてはどのようなご意見があったか、その点だけお伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） いろいろと利用者様からもお伺いしておりますけれども、まずは一番最初にお声を頂戴したのは、期間が短いというようなことがございまして、非常に大慌てで段取りをしていただくというようなことになってしまったことについては、一つ課題であるというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○1 2 番（森田幸子君） 全町民さんに公平にプレミアム商品券が利用いただけますように、これからも調査検討いただきまして、考えていただきますことを申し述べまして、以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎君。

○1 番（山崎裕二君） 事項別明細書の16ページをお願いします。

農林水産業費府補助金として、最下段に、農業者等営農継続緊急支援事業補助金として2,778万3,000円の計上があり、42ページに農業振興費として、同じく最下段ですが、農業者等営農継続緊急支援事業として3,889万6,000円の計上があります。補足説明でパイプハウス25棟の復旧を見込むといったような説明がありましたが、補助率は幾らになっているのかといったところの答弁を求めたい。

それと、先ほど森田議員からもありましたが、44ページ、商工費の商工振興費、京丹波町スーパープレミアム商品券事業の210万円の減額があります。このスーパープレミアム商品券のやりとりをする中で、不正防止としてどのような取組がもともとあったのか。そして、今回のスーパープレミアム商品券の発行・換金に当たって不正はなかったというふうに評価しているのかどうかといったところの答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 42ページの農業者等営農継続緊急支援事業でございますけれども、こちらにつきましては、さきの雪害によりまして、議員からもただいまございましたように25棟のハウスの復旧ということでございます。補助金でございますけれども、府の補助金が50%、町の補助金が20%、合計で70%という予算を計上させていただいております。



以上でございます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 2点目でございます。

同じく、スーパープレミアム商品券の発行につきましてですけども、不正防止につきましては、事業委託をいたしました商工会の経営支援員ですとか、それから、一部当課の職員も業務を担っておったわけでございますけども、やはり何よりも商工会の経営支援員が事業者様のことを精通されていることすとか、それから、我々も消費者様のことをできるだけキャッチをするというようなやり方で、不正を防止するという観点で取り組んできたというふうに考えています。

それから、2点目ですけれども、現時点におきまして不正があったというような認識、報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 6ページの町民税であります。個人所得割が1,252万8,000円増ということであります。これは、給与所得者の所得が増えたのか。どういう分析をされているのか。法人税割の1,869万5,000円のマイナスについてもお聞きをしたいと思います。

それから、20ページの企業版ふるさと応援寄附金であります。これは、鐘乳洞公園に対する寄附金だというふうにお聞きいたしましたけれども、この企業版ふるさと応援寄附金の中身についてお伺いいたします。

それと、ふるさと応援寄附金であります。1,000万円補正が上がっております。ふるさと応援寄附金については、いろいろこの議会でも議論があったところでもあります。寄附金を受けるほうと、京丹波町から町外へ寄附をされる方も一定あると思いますけれども、町外へ寄附をされている方というのはつかんでおられるのかどうかお聞きをいたします。

それから、金額が増えるにつれていろいろと経費もかさんでいくということで、割合も考えていただいていると思いますけれども、経費については税金が投入されていることもあります。反対に京丹波町の寄附金が増えれば、該当の町外の自治体ではその分税収が減るということで、交付税の算入もあるかも分かりませんが、そういう制度については、やはり金額ありきではなしにしっかりとした目的に沿った取組を、やっていただいていると思いますけれども、その点についてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午前 11 時 44 分

○議長（梅原好範君） 再開します。

小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） まず、1点目の町民税の所得割の関係でございます。こちらのほうは、年々、納税義務者等は減少傾向にはあったんですけども、令和4年度は令和3年度中の所得を基本に算出をしております、コロナ禍ということである程度減少を見込んでおりましたが、それ以上に所得があったということで増加に転じております。

また、法人税でございます。こちらのほうにつきましては、税収の約44%程度は1つの企業で賄われておるといふところもございまして、そちらの収益等によりまして増減等見込まれている関係もございまして、当初の予算を作らせていただいたときには、まだそこまでは反映できていないというところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 企業版ふるさと納税につきましての中身でございますけども、町外に本社のある法人等が対象になりまして、本町総合戦略を基に本町の地域再生計画を策定しております、その計画に沿った事業が対象でございます。

今回、おっしゃいましたように、質志鐘乳洞でのキャンプ台の改修工事でありましたりとか体温計の設置、それから、トイレ改修等の事業に充てさせていただく予定でございまして、470万円の入金があったということでございます。既に12月に入金をいただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） ふるさと納税に係ります寄附金等の控除の件数等でございます。

176件というふうになっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） ふるさと応援寄附金の全般のことについてでございます。まず、1点目にごさいました経費がかかっているというようなことでごさいましたけども、さきの一般質問でも一部ごさいましたけれども、総務省令に基づきます経費の5割の規定、そ

れから、返品品の3割の規定ということを常に週間単位でチェックをしながら経費抑制に努めて、最大限の効果を発揮していくというふうに行っているところでございます。

それから、ふるさと納税につきましては、今も答弁があったとおり、町外へ出ていく分もあれば町内へ入ってくる分もあるという考え方でございますけれども、自治体間の市場競争の原理の中で、京丹波町も選んでいただく町になっていくべく取り組んでいくということでプロモーション戦略にも取り組んでいるところでございますし、金額ありきでなくというふうにおっしゃってございましたが、まずは我々京丹波町といたしましては、京丹波町ファンを増やすということを第一義に掲げて、結果としてふるさと納税額を増やしてまいると、このようなスタンスで取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

議案第30号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）を原案のとおり決すること  
に賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第31号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第36、議案第31号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

議案第31号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第32号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)》

○議長(梅原好範君) 日程第37、議案第32号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

東君。

○5番(東まさ子君) 後期高齢者医療制度でありますけれども、昨年10月から2割負担になりましたが、対象者はどういう状況になっているかお聞きをしておきたいと思ひます。

○議長(梅原好範君) 久木住民課長。

○住民課長(久木寿一君) 窓口負担割合が2割負担となる被保険者の方ですけども、令和4年10月1日時点の数字でございますが、3,223人中431人、率にして13.4%となっております。京都府の平均で行きますと20.0%でございます。

○議長(梅原好範君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

議案第32号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第33号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)》

○議長(梅原好範君) 日程第38、議案第33号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

議案第33号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第34号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第39、議案第34号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

議案第34号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第35号 令和4年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第40、議案第35号 令和4年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） この育英資金に関しては、令和4年度から2つの改善を行っていただ

いております。同一世帯2子目以降も全額支給とするといった点と、高1の生徒に関しては、タブレットなどが要ることに伴って12万円支給としているというふうになっております。

補足説明で聞かせていただいた中から求めますと、高校生15人に対して高1の生徒が7人いらっしゃったのではないかなというふうに思うんですが、6万円から12万円になった点について、どういったことがヒアリングできているか。そして、これも昨年度と比べないといけないんですが、昨年度、同一世帯で半額もらわれていた方が、今年になって同じくもらえる中で全額になったといったところで感想等あると思うんですけど、そういったところのヒアリングができていたら答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） ヒアリングといたしますか、基本的には教育長が直接受け渡していただいている場合がほとんどでありますけれども、その際に、特に高1の方に関しましては、タブレット代ということではないんですけれども、入学時にやはりそういった新たな支払い義務が発生するというので、6万円があるということに関しては町に対して感謝しているというようなこともちらっとおっしゃってございました。2人目以降の方に関しまして2分の1から全額助成ということでもあります。それに関しましては、申請時点の申請書の中で、やはり2人、3人に関しまして学費がかなり厳しいといったような状況も申請理由として書かれておりましたので、その点解消がある一定できたのではないかなというふうな感想を持っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

議案第35号 令和4年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第36号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第41、議案第36号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 9ページに給与費明細書があります。会計年度任用職員ということで上がっておりますが、今回、条例で主任手当というのが新年度からつくわけでありましてけれども、職員の皆さんの中に主任待遇の人は何人ほどおられるのかお伺いしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 各事業所ごとに1名ずつでございまして、3名でございまして、

以上でございまして。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

議案第36号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)



○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩に入ります。再開は13時15分とします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時15分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第42、議案第37号 令和4年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第42、議案第37号 令和4年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

議案第37号 令和4年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決いたしました。

《日程第43、議案第38号 令和4年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第43、議案第38号 令和4年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

議案第38号 令和4年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

《日程第44、議案第39号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)》

○議長(梅原好範君) 日程第44、議案第39号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

議案第39号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり

り決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

《日程第45、議案第40号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第2号)》

○議長(梅原好範君) 日程第45、議案第40号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

議案第40号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

《日程第46、議案第41号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第2号)》

○議長(梅原好範君) 日程第46、議案第41号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

議案第41号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

《日程第47、議案第42号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第2号)》

○議長(梅原好範君) 日程第47、議案第42号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

議案第42号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

《日程第48、議案第43号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第48、議案第43号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 8ページの資本的収入ですが、国庫補助金ということで42万9,000円補正がされているわけであります。説明ではマイナンバーと聞いたと思うんですけど、これはマイナ保険証に対応する設備についてのものなのかお聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） オンライン資格確認システムというものがございまして、マイナンバーで資格確認をしまして診療を受けていただくというシステムでございまして。こちらのほうに対する補助金を頂いて、今回、補正予算に上げさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 京丹波町病院は皆整備されたということになってると思うんですけど、実際、使用されている状況というのはどういうふうになっているかお聞きします。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） こちらを整備したことに関しまして、今使っていただいている方というのが、それこそ一月に片手で終わるぐらいです。たくさんの方が使っておられるということはないんですけども、実際使われる方がいらっしゃいますので、整備して使っていただくという形で今ずっと進めている状態でございます。これからまたマイナンバーが普及するにしたいがございまして、どんどん増えてくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

議案第43号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

《日程第49、議案第44号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第4号）》

○議長（梅原好範君） 日程第49、議案第44号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

議案第44号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

《日程第50、発委第1号 京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第50、発委第1号 京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の提案理由の説明を求めます。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） それでは、発委第1号 京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案説明を行います。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正をされ、地方公共団体の執行機関は、この法の適用を受けることになります。本町におきましても、先ほど午前中に議案第1号において京丹波町個人情報保護法施行条例が制定されたところでございます。

一方、議会につきましても、この適用からは除外されているところでございますが、議会を含む地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するための必要な施策を講じる義務があるとされていることから、本町議会におきましても、議会の個人情報の保護に関する条例を定めようとするものでございます。

なお、施行日は、法の施行日である令和5年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、発委第1号 京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第1号を採決します。

発委第1号 京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第51、発委第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書》

○議長（梅原好範君） 日程第51、発委第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の提案理由の説明を求めます。

東教育福祉常任委員長。

○教育福祉常任委員長（東まさ子君） それでは、発委第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書につきまして、提案説明を申し上げます。

加齢性難聴による機能の低下は、生活の質を落とす要因となり、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されております。補聴器を使用することにより、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができると考えられますが、補聴器は大変高額であり、保険適用の対象でないため、補聴器の使用率が低いのが現状であります。加齢性難聴の方々に補聴器がさらに普及すれば、生活の質が向上し、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながることが期待されます。

よって、国における加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設につきまして強く要望し、本意見書を提出するものであります。

以上、提案説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。



これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより発委第2号を採決します。

発委第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第52、発委第3号 子育て支援の拡充を求める意見書》

○議長(梅原好範君) 日程第52、発委第3号 子育て支援の拡充を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の提案理由の説明を求めます。

東教育福祉常任委員長。

○教育福祉常任委員長(東まさ子君) それでは、発委第3号 子育て支援の拡充を求める意見書について、提案説明を申し上げます。

1990年のいわゆる1.57ショックから日本の少子化は進み続け、人口動態統計速報値によりますと、昨年の出生数は79万9,728人と統計開始から初めて80万人を割り、少子化は歯止めがかからない現状であります。政府は、国の将来に関わる最重要課題と位置づけ、少子化対策、子育て支援の議論を進めていますが、今年4月、こども家庭庁の創設を契機に、さらに強く対策を推し進めていくべきであり、教育費負担の在り方などに関しても、従来の発想にとらわれず、抜本的な議論を重ねる必要があると考えます。

よって、子育て支援の充実に関わって、1、学校給食を含めた教育費負担の在り方など、法改正も含め従来の発想にとられない議論を行い、子育て家庭への総合的な施策を国全体で考えていくこと。2、学校給食の食材費高騰対策に係る財政支援措置を継続的に行っていくことを強く要望し、本意見書を提出するものであります。

以上、提案説明といたします。ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上。説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第3号を採決します。

発委第3号 子育て支援の拡充を求める意見書を原案のとおり決することに賛成の方は挙  
手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

#### 《日程第53、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第53、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務産建常任委員会、教育福祉常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和5年第1回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 1時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 東まさ子

〃 署名議員 畠中清司